

農政の動き 2017年4月21日～4月27日

◇「森林環境税」創設へ検討開始◇

総務省は、「森林吸収源対策税制に関する検討会」の初会合を開き、市町村主体で実施する森林整備などに必要な財源に充てる「森林環境税」（仮称）の創設に向けた検討を始めた。①税の目的・性格と基本的な枠組み②税収の使途③配分の考え方——などが論点で、今夏にも中間とりまとめを行う。なお、与党は年末に予定する2018年度税制改正の議論で同税の結論を出す方針。（4月21日）

◇G I 保護制度の対象に二つ追加◇

農林水産省は、新たに新潟県の「くろさき茶豆」と山形県の「東根さくらんぼ」の二つを地理的表示（G I）保護制度の対象に登録した。地域の特色ある方法で生産された産品を国が登録・保護する仕組みで、登録総数は計30産品となった。（21日）

◇マルハナバチ 在来種への転換を促進◇

特定外来生物「セイヨウオオマルハナバチ」の農業利用を減らすため、農林水産省と環境省は、代替種の利用方針をまとめた。2020年までに総出荷量を半減する目標を掲げ、クロマルハナバチなど外来種への転換を促す。具体的には、①北海道は道在来種のエゾオオマルハナバチの実証導入を推進②本州以西はクロマルハナバチを利用③奄美大島以南はクロマルハナバチの生息域ではないが、気象条件などから定着リスクは低いため、利用を促す——とした。また、在来種でも施設外に逃げれば生態系に影響を与えるため、利用者には「施設の開口部などにネットを張る」「使用後は巣箱をビニール袋に入れ、死滅させる」などの徹底を求めている。（21日）

◇1等米比率 12年産以降最も高く◇

農林水産省は、2016年産の水稻うるち玄米の1等比率は3月31日現在で、前年同期比1・0ポイント高の83・4%と発表した。前月末と同じで、同時点では12年産以降最も高い。2等以下への格付け理由は、心白と腹白が24・9%で最も多く、充実度が24・6%、着色粒（カメムシ類）が17・3%、整粒不足が17・2%だった。（25日）

◇台風1号が発生 昨年より2カ月早い◇

台風1号がフィリピンの東海上で発生した。昨年は1951年以降、2番目に遅い7月3日の発生となったが、今年は2カ月以上早くなった。（26日）

◇GM表示制度見直しへ有識者検討会が初会合◇

消費者庁は、遺伝子組み換え（GM）表示制度の見直しに向けた有識者検討会の初会合を開いた。GM食品に対するDNA分析技術の向上や、諸外国におけるGM農産物の作付面積拡大などを踏まえ、現在、大豆やトウモロコシなど八つの農産物とこれを原材料とする33加工食品群を対象としている表示義務の範囲を拡大する方向で検討し、本年度内に取りまとめを行う。（26日）

◇牛肉エキスの豪州向け輸出が可能に◇

農林水産省は、牛肉エキス（同加工品を含む）のオーストラリア向け輸出が可能になったと発表した。

①日本で出生・飼養・と畜された牛由来の肉を使用②2015年9月4日以降に製造されたエキスを使用——などが条件。なお、同国は01年の日本での牛海綿状脳症（BSE）発生以降、生鮮牛肉を含む日本産牛肉の輸入を禁止しており、政府は解禁に向けた協議を続けている。（27日）